社会福祉法人友愛会
求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

第1条（基本方針）

社会福祉法人友愛会（以下「法人」という。）は、採用活動において、求職者の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動を行うことができる環境を確保することが重要であると考えています。法人は、求職活動におけるセクシュアルハラスメントの防止を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

第2条（セクシュアルハラスメントの禁止）

法人は、採用面接、説明会、インターンシップ、実習受入れその他採用活動に関するすべての場面において、求職者等に対する性的な言動により不快感を与え、人格を侵害する行為を行いません。

第3条（セクシャルハラスメント対象行為）

対象となる行為として、求職者等に対する次のような言動は、セクシュアルハラスメントに該当するおそれがあるため行いません。

（１）性的な内容を含む質問や発言
（２）容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
（３）食事や私的な関係を執拗に求める言動
（４）不必要な身体接触
（５）性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い
（６）その他求職者の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動

第4条（職員の責務）

採用活動に関与する役員及び職員は、求職者の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適切な採用活動を行います。

第5条（相談対応）

法人は、求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。また、相談窓口を次のとおり設置します。

住　　所　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根揚場後８－２
事業所名　法人事務局
連絡先　　電話番号　０１９７－４４－４１１１
　　e-mail　　yuuaikai@topaz.ocn.ne.jp

第6条（不利益取扱いの禁止）

相談の申出、事実関係の確認への協力その他ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

第7条（再発防止）

法人は、求職活動におけるハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動に関与する職員への周知及び必要な研修等を実施します。

第8条（基本姿勢）

法人は、すべての求職者が安心して応募できる公正な採用環境の確保に取り組んでまいります。

附　則

本方針は令和８年１０月１日から施行する。